

東京都立大学 法科大学院
2022年度入学者選抜
(2年履修課程, 特別選抜開放型・一般選抜共通)

憲法・民法・刑法 試験問題
(2021年10月30日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、本学受験票を置いてください。
机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡、ティッシュペーパー、目薬以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。また、消しゴム等で消すことのできるインクや2色（又は複数色）のボールペン等、マーカー、修正液及び定規等の使用も認めません（答案の下書きや問題冊子への書込みも含む。）。
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆等の中にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて5頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は、各科目1枚（両面記載）のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 配布した「法科大学院試験六法」は試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (11) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。
- (12) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。

憲法 問題

XはZ市内で小売業を営んでおり、ここ数年収益を飛躍的に上げていた。これをねたんでか、同市内ではXは所得をごまかして過少申告しているのではないか、はては脱税しているのではないかといった噂がひろがっていた。Xは、これは何の根拠もないいやがらせだとして、意に介してはいなかった。

Z税務署Y(収税官吏)は、前年度のXの所得税の申告に疑念を抱いたので、同年度分の所得税確定申告調査のため、当時の所得税法第63条(【資料】参照)に基づいて、申告の事後調査や売り上げの帳簿などの検査をしようとして、同法所定の手続を踏んだうえで、Xの自宅兼店舗に税務調査に入ろうとした。これに対しXは、根も葉もない世間の噂にまどわされた不当な調査だと叫び、この調査には応じられないと主張し、はてはYの胸ぐらを引っ張るなどして、帳簿等の検査を拒み、Yからの質問にも答えなかった。これが同法第63条に違反するとして、同法第70条10号、12号(【資料】参照)に基づいて起訴された。

この事例における憲法問題を論じなさい。なお、法文の不明確性は論じなくてよい。

【資料】

当時の所得税法第63条

収税官吏は、所得税に関する調査について必要があるときは、左に掲げる者に質問し又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者

(以下略)

同法第70条

左の各号の一に該当する者は、これを1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(以下略)

十 第63条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

(以下略)

十二 第63条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

(以下略)

以 上

民法 問題

【事実1】を読んで〔設問1〕に、【事実2】を読んで〔設問2〕にそれぞれ解答しなさい。

【事実1】

- 1 Aは、Bに対し、令和3年3月1日、甲土地上にある乙建物を代金1000万円で売り渡した（以下「本件売買契約」という）。
甲土地の所有者はCであり、Aは、Cから、平成25年4月頃、甲土地を建物所有目的で賃借し（以下「本件賃貸借契約」という。）、甲土地上に乙建物を建築して乙建物を所有していた。
- 2 本件売買契約締結に際し、200万円が内金として支払われ、乙建物につきAからBへの所有権移転登記がされたが、残代金800万円については、令和3年4月1日に乙建物の引渡しを受けるのと引換えに支払うことが合意された。
- 3 令和3年4月1日を経過しても残代金800万円の支払がなかったため、Aは、Bに対し、同月3日に到達した書面で、同月10日限り、その支払をするよう催告するとともに、支払がない場合は、本件売買契約を解除するとの意思表示をした（以下「本件解除」という。）。しかし、同日経過後も、残代金は支払われなかった。
- 4 そこで、AがBに乙建物の所有権移転登記の抹消登記手続を求めたところ、Bは、①甲土地の賃借権譲渡につきCの承諾が得られていないことを主張して、本件解除の効力を争った。これに対し、②Aは、本件売買契約において、Aが賃借権譲渡につきCの承諾を得ることは合意されていないとの反論をしている。

〔設問1〕

上記4の下線部①、②がいずれも事実であるとした場合、本件解除がその効力を有するか、理由を付して解答しなさい。

【事実2】

- 1 【事実1】の1、2と同じ
 - 2 令和3年4月1日、BはAから乙建物の引渡しを受け、Aに残代金800万円を支払った。この時まで、Cは、甲土地の賃借権譲渡を承諾していた。
- 3-1（〔設問2〕(1)に関係する事実）
令和3年7月頃、甲土地に対する補修工事を実施しなければ、乙建物に倒壊の危険が

あることが判明した。そこで、Bは、Cに対し、甲土地の補修を行うよう求めたが、Cは、これに応じなかった。

3-2（〔設問2〕(2)に関する事実）

本件賃貸借契約で約定された借地の範囲には、乙建物の敷地が全て含まれており、A、Cとも、その敷地は全て甲土地に含まれていると認識していた。ところが、この認識は誤りであって、乙建物の5分の1程度の部分は、甲土地に隣接する丙土地上に存在していた。

丙土地の所有者であるDは、丙土地のうち乙建物の敷地となっている部分をB又はCに賃借することを拒絶している。

〔設問2〕

- (1) 上記1, 2, 3-1を前提として、BがAに対し、債務不履行を理由に本件売買契約を解除して売買代金の返還を請求した場合にこの請求は認められるか、理由を付して解答しなさい。

- (2) 上記1, 2, 3-2を前提として、BがAに対し、債務不履行を理由に本件売買契約を解除して売買代金の返還を請求した場合にこの請求は認められるか、理由を付して解答しなさい。

以 上

刑法 問題

次の【事例】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

- 1 甲は、かねてより折り合いの悪い知人Aから、不在中に自宅の窓を割られたり、留守番電話で「お前とは必ずけじめをつける。」等と怒鳴られたりするなどの嫌がらせを受けた。これに立腹した甲は、Aに電話をしたところ激しい口論になり、Aから「窓と同じようにお前を粉々にしてやる。今から公園に来い。」などと言われ呼び出された。甲はAと争いになると思ったが、Aに対し強い怒りを持ったため、これを機に決着をつけたいと考えた。甲は、公園に出向けばAから何か棒状のもので襲われるかもしれないと考え、これに対抗するためにナイフ（刃渡り15センチメートル）を準備した。
- 2 甲は、公園に歩いて向かう途中で、自分一人では劣勢になる可能性があると思い、近くに住む弟乙と一緒に来てもらうことにした。甲は、乙の家に行くと「ケンカをしている知人から呼び出された。一緒に来てくれ。」と頼むと、乙は「わかった。」と了承した。乙は、甲とAとの闘争状態を詳しく知らされておらず、単に口頭でケンカの仲裁をすればよいと考えており、Aに対し自分から進んで暴行を加える意思はなかった。
甲は乙に対し、「おれは顔が知られているからいきなり襲われるかも知れない。お前が先に行ってくれ。」と言い、さらに、場合によってはA殺害もやむを得ないと考え、「これを持っておけ。」と述べて準備したナイフが入ったバッグを乙に持たせた。しかし、この時点で乙はバッグにナイフが入っていることを認識しておらず、ナイフを使用する意図もなかった。
- 3 甲と乙が公園に着くと、甲は「おれはここで待つ。」と入り口の物陰で待機し、乙を促して公園の奥へ進ませた。乙は、面識のないAからいきなり暴力を振るわれることはないだろうと考え公園の中を歩いていくと、予想外にも、Aに甲と取り違えられ、いきなりえり首をつかまれて引きずり回された上、木材（長さ80センチメートル、重さ1キログラム）で腹部を殴打された。乙は倒れ込みながら入口の物陰に立つ甲を見たが、助けに来る様子はなく、興奮したAが更に木材で殴ろうと勢いよく振りかぶったことから、このままでは殺されるかも知れないと考えた。そのとき、甲が「やってやれ。バッグにナイフが入っているからそれを使え。」と叫んだことから、甲と乙は共謀を遂げ、乙はバッグの中からナイフを取り出し、死亡してもやむを得ないと考えAの腹部を数回突き刺したところ、Aは出血性ショックにより死亡した。

〔設問1〕

【事例】における乙の罪責を論じなさい（共犯及び特別法違反の点を除く）。

〔設問2〕

【事例】において、甲に正当防衛ないし過剰防衛は成立しないとする立場から、その根拠を簡潔に説明しなさい。なお、【事例】の3において乙との共謀が成立し共犯であることを前提とする。

以上